

第十回 参議院通商産業委員会會議録第九号

昭和二十六年二月十七日(土曜日)午前
十時五十分開会

本日の會議に付した事件

○地方自治法第五十六條第四項の規
定に基き、纖維製品検査所の支所及
び出張所の設置に關し承認を求め
るの件(内閣送付)

○特許法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○実用新案法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○意見法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○弁理士法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○商標法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○炭鉱スト問題に關する件

○委員長(深川榮左門君) 只今より
委員會を開きます。本日の議題は予め
公報にて御通知申し上げました特許法
の一部改正法案外四法案と纖維製品検査
所の支所及び出張所の設置に關する承
認事項に關してでございます。なお特
許法の一部改正法案外四法案は衆議院
を去る十三日通過いたし、目下本審査
として當委員會に付託せられておりま
す。承認事項は予備審査でございます。

○委員長(深川榮左門君) 先ず承認
事項について提案趣旨の御説明を願
います。横尾通産大臣。

○國務大臣(横尾龍吾) 本件は、地方
自治法第五十六條第四項の規定に基

きまして、纖維製品検査所の支所及び
出張所の設置に關して、国会の御承認
をお願いするものであります。

纖維製品検査所は、輸出品取締法に
よる輸出纖維製品の臨検検査及び輸出
纖維製品依頼検査規則による輸出絹、
人絹織物の依頼検査を行う国の検査機
関で、現在京都府七カ所に本所を、そ
の他主要生産地十九カ所に支所及び出
張所を設置してありますが、検査の円
滑且つ迅速確実な施行を図ると共に、
業界の要望にこたへその利便を図るた
めに若干の支所及び出張所を増設せ
んとするものであります。

今回のこれら支所及び出張所の増設
はこれによつて人員及び経費の増加を
必要としないのであります。検査の
能率的運営を図り品質の向上と海外の
声価の向上に資さんとするものであり
ますからよろしく御審議をお願い致し
ます。

○小野義夫君 只今の説明によりまし
て、この経費を伴わないで支所を設け
るというのは、どういふ方法によつて
やるのであります。それから各地か
らこの支所の設置をいろいろ希望する
向きもあるものであります。この選
択決定のことにつきましてはどういふ
方法によつて支所の設置場所を、例え
ば従来の実績からこの方面に設ける必
要があるということになるのでしょうか
が、その取扱の今までの実績、状態等
も同時に御説明願ひたい。

○政府委員(近藤止文君) 只今のお尋
ねについてお答え申し上げます。人員と

経費を増加いたしませんで、一支出所四
出張所ができるという提案理由で、大
臣が御説明申し上げたのであります。こ
れは実は今回設置したいと考へて
おります場所におきましては、従来
から非常に支所或いは出張所の設置の
要望がございまして、すでに地元にお
きまして、相当の施設を持ちましてこ
れを無償に提供いたすから、是非ここ
に支所或いは出張所を設けてくれとい
うような要望がございまして、そこに
支出出張所を設けるといふのでござい
ます。これらの場所におきましては、
従来は本所から出張いたしまして検査
をいたしておつたのであります。その
出張いたしまして検査いたします場合
に、その場所をやはり使用いたして
おつたのであります。出張検査とい
ふことになりまして、旅費その他の関
係がございまして毎日出かけるという
ようなことにも参りません。一日お
きと二日おきというふうなことで参
りますものでございまして、地元の方
で急に輸出の注文が参りまして、一遍
に大量のものを輸出したいというよう
な場合には、往々検査に間に合わない
というふうなことがございまして、こ
れを支所又は出張所がございまして、そ
こに職員を常駐いたさせますと、いつ
でもそのとき々に応じての検査の要
望に應ずることができまして、又出張
というふうなことで余計な経費がかか
るといふようなこともなくなりますの
で、地元をいたしまして非常に便宜
になるわけでありまして、その場合に新

らたに職員を増置いたしませんでも、
現在の職員を出張させずに常駐させる
というところで、むしろ今の人間でも検
査の能率は倍ぐらに上るといふ工合
になります。同時に施設は地元にお
きましてすでにできておりますものを
提供して使用するといふことになつて
おりますので、経費人員の増加なしに
この支所及び出張所ができるというこ
とを御説明申し上げた次第であります。

それからだん／＼輸出が盛んになつ
て参りますにつれまして、特に従来輸
出をいたしておりました産地に
おきましては輸出の品物がだん／＼出
て参るといふようなことで、支出出張
所の設置の要望がございまして、そ
れを大体今回は五カ所今までは要望が特
にありまして、この委員會等におきま
しても諸陳情等を採択されておきま
すものを今回支所及び出張所として認
めることにいたしましたのであります。そ
のはかばか最近二カ所ほど要望が出
て来ておりますが、これはなお今後の
情勢によりまして判断をしなければな
らんと思つております。従来出ていま
したものは大体今回の支出出張所の増
設によりまして解決をすることと思つ
ております。この支出出張所を設けま
す選択をいたします基準でございま
す。これは大体現在やつております検
査には二通りのものがございまして、
絹人絹織物の関係でございまして大体
業界におきまして国の検査に委託をし
て参りまして、全部国の検査を受けた
か、こういう要望がございまして、

こういつた産地におきましては、生産
量が比較的少くとも検査をいたす数量
が非常に増加するといふことになりま
すので、そういつた所を先ず選びます
といふことと、それからもう一つの検
査はいわゆるスポット・チェックと言
います。その都度、国の検査機関が
参りまして、いわゆる製品の格付のグ
レードの抜取検査式にやるのでござ
います。これも最近の輸出の状況から
みますとかなりの数量に上つて参りま
すし、又それらのスポット・チェッ
クをできるだけその産地においてやら
なければならぬといふような場所にお
きましては、ここに支出出張所を設け
るというふうな標準で選択をいたして
おりました。大体それらの検査の数量及
び回数といふものをみまして、出張で
は到底間に合いかねるというふうな場
所には支出出張所を作るといふ、こ
ういふ考えでおるわけでありまして、

○小野義夫君 この御提出になりました
資料の中の二十五年度の一番末端
の、このスポット・チェック実績の表
でございまして、このパーセントの上
にあるのは件数ですか、どういふ説明
になりますか。

○政府委員(近藤止文君) 上の数字は
件数でございまして、つまり神戸にお
きましては千二百六十三件のスポット・
チェックをいたした、こういうことで
ございまして。

○小野義夫君 パーセンテージが四
九・二％とはどこを標準にいたしたの
か。

○政府委員(近藤止文君) これは全国のスポーツ・チエツクの割合に對しまして、神戸の繊維製品検査所におきましては、スポーツ・チエツクの割合が四九・二%……。

○小野義夫君 そうしてその中の岡山が七%、こういうわけですね。

○政府委員(近藤止文君) お話の通りでございます。

○小野義夫君 それではほかの方面につきましては、今の特許法、実用新案法、意匠法、及び商標法、弁理士法の改正によりまして、特許料及び登録料をそれ〴〵現行法の約三倍に増額することは、相当大きな引上げであると思ひますが、併しこのことは終戦後のインフレ高進に伴ひまして、特許料の予算上における收支のバランスをとるためには、誠に止むを得ない措置でありまして、あえて反對するものではございませんが、この料金の値上げによりまして、発明者に大きな負担をかけるということになりますので、一般の発明創意を阻害するやうなことがないかどうか、この点について懸念をいたしておるものであります。政府におかれましては、発明の指導奨励に對して、この特許料の値上げと共に、他に如何なる方途を以てこれを奨励するやうな方途を考へておりましたらば、その点承りたいのであります。

次に連合国人の我が国における特許、実用新案、意匠、商標について、戦後の処置の問題は、国内的にも國際的にも極めて重要な事項があると思はれるのであります。この問題の解決は、我が国の産業界に與える影響も頗

る大きいと思ひますのであります。さういふやうになつておりますか、その実情を承りたいのであります。

第三に、次に日本人が外国へ今のやうな特許の出願、或いは特許、実用新案、意匠、商標、その他の措置を日本人が外国に登録しようという場合におきましては、御承知のごとく、日本は國際社会から全く孤立しておる現状ではあります。今後工業所有權の保護同盟、その他仮に講和條約以前と言ひましても、だん〴〵交渉をして、その以前でもさういふ方法のできるやうな処置をとるのが、極めて緊急に必要な問題であると思ひますが、この点に關する政府のお考えを承りたい。

○政府委員(松永幹君) 只今の御質問に對しまして御答弁申し上げます。第一点の発明の奨励の方途についてはどういうことを考へておるかという御質問でございますが、その点につきましては、特許法にいたしまして各種の方策をとつておるのでございまして、優秀な発明でありまして、それを實地に製作して見る實力のない者に對しましては、その優秀なものを選びまして、実施化試験費補助というものを支給しておるのでございまして、本年度は一千二百万円でございますが、来年度は一千七百万円計上してござい

ます。次に発明者に對しまして精神的奨励としまして、藍綬褒章の授與も行われております。そのほか優秀な発明家が世の中の實力ある人に認められますために、毎月注目すべき発明というものを特許庁で選びまして、これを公表しておる次第でございます。そのほか発

明展覽會或いは発明者の會というやうなものを開催いたしまして、発明者の士氣鼓舞に資しておるやうな次第でございます。

本法律案の改正によりまして値上げになりまして支障がないかどうかという点に關しましては、大体物価と均衡がとれておりますので、さほどの影響はないと考へておりますが、若し貧困な発明者で特許料の納められないという者に對しましては、特許法の六十六條によりましてこれは免除できることになつておりますので、さういつた制度を活用して行きたいと考へております。

第二点といたしまして、日本人の工業所有權の外国出願はどうなつておるかという御質問でございますが、その点につきましては、昭和二十四年の九月から認められておるのでござい

ます。ただ国交が十分に回復せられておりませんので、国によりましてできないやうになつております。若し若干の国々が、アメリカとかイギリスとか大部分の国は、目下のところでは出願可能な状況でございます。なお海外におきまして取扱につきましては、特許庁といたしまして文書その他で照会いたしまして、現状把握に努めておるわけでございますが、若干返事の來ない所等もございまして、不明の所もある次第でございます。

第三点といたしまして、外国の工業所有權が戦後どういふやうな取扱になつておるかという御質問でございますが、この点につきましては、外国人の工業所有權に關する戦後措置の政令が出來まして、一つは戦時中に行われまいしたるやうな措置、或いは特

許料が納められなくて無効になつておるとか、さういつた戦争中の措置を回復することが一つ、もう一つは、戦争中に海外の諸国におきまして出願せられたものは、平時の條約によりまして一か年の優先權を主張できるのであります。戦中長らく交通が杜絶しておりましたので、昭和十五年にまで遡つて、即ち開戦前一年まで遡つて優先權が認められるというやうになつておる次第でございます。簡單でございますが、お答えいたします。

○小野義夫君 今に關連しまして、ソ連及びその衛星諸国との間の關係は、まだ絶対にできないという状態でありまして、或いは多少その中にも實現ができる所もあるものでござい

ます。○政府委員(松永幹君) チエコスロバキアは目下不許可になつておりますが、その他の衛星諸国につきましては、回答等が來ておりませんので不明の状況であります。

○委員長(深川榮左門君) 本日は委員の出席も非常に少いようであります。特許法の一部を改正する法律案その他、並びに承認事項につきましては審議を次回に譲りたいと思つておりますが、御異議ございませんか。

○委員長(深川榮左門君) 異議なしと認めます。

○委員長(深川榮左門君) この際特にお話したいことがござい

ます。目下進行中の炭鉱ストについて、吉田法晴君より、委員外議員として発言を申出ておられます。委員長といたし

ましてはこれを許可したいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(深川榮左門君) 異議なしと認めます。

○委員外議員(吉田法晴君) それでは、実は本會議で緊急質問をいたしたいと思つておりましたけれども、その時期がございせんので、丁度通産委員会がございせんので、この席を借りまして政府に問い質し、問題解決に資したいと思ひ考へまして……。

炭鉱の現在の賃金につきましては、私が今申上げるまでもないこととて、私共が昭和二十三年の十二月の協定によりまして坑内三百六十三円、二十二日間として七千九百八十六円、八千円に十四円切りの賃金であります。

抗外二百四十六円、二十五日間といたしまして五千四百円、これが基準で、多少上廻つておる所もありませんが、これの八割しか貰つておらん中小炭鉱もあることは御承知の通りであります。その後昨年の三月、炭鉱とそれと

同じ賃金水準で参りました金屬産業の労働者の賃金は上つたのであります。或いは電産、専売等が上りましたことは御承知の通りであります。公務員の給與は一番遅れておりますが、昨年の暮、八千五百八十八円の勧告もござい

ましたけれども、いろ〴〵論議の末、千円平均に近いものが上つておることはこれも御承知の通りであります。そこで一般に生計費、物価も二十三年十二月から較べまして、ずつと上つて参りましたし、各産業、或いは國家公務員、地方公務員の給與も上つて参つたわけ

であります。炭鉱といへども今日或いは若干の黒字も出ておりますし、配当

もなされ、経営能力もございします。世間並の賃金の値上げをして貰いたい、これが要望であります。然るに会社側から出された回答では、殆ど従来と変わらない、例えば能率を二五%上げたなら賃金を一五%上げよう、こういったような据置、或いは實質的には引下げになるような案が出て参りましたので、ストライキになりまして、すでに一週間に達したとしておるわけでありまして。この両三日、当事者の交渉で五百円に足りませんうちの、一番高いところで五百円にちよつと切れておりますが、そういう案が出て参つておるのであります。ところが去年の三月にも同じ炭鉱の賃金問題、同じ賃金水準の問題についてストライキを十二日やつて、そうしてそのストライキは中止の勧告がなされ、ストライキを中止した上で政府から調停が申請され、中労委にかけられたのであります。中労委におきまして、これは賃料が出て来なかつたとか、或いは炭鉱の賃料が分りにくかつたという点もありましようけれども、いわば炭鉱経営者の言い分を主として聞いて、最後に出て参りましたのは斡旋案のような、双方で協議をせよという案が出て参つたのであります。その際政府に私は緊急質問をいたしましたのであります。他の部分は除くとして、或いは中労委といたしまして、或いは復金融資の返済期限の繰延べ、或いは炭住融資の利子の引下げ等が実現するならば、この面は解決が容易であるという話もありましたし、そういう意味の質問を織込んだのであります。それに対して池田大蔵大臣は、……その当時通産大臣であります、現任通

産大臣といたしまして、復金の金利引下げについては枠を決めて引下げるべく検討をしておつて、近く発表しよう、炭鉱方面に對しまして特に炭住と言いますか、炭鉱労働者の住宅に對します賃付金につきましては、できるだけ炭山金利を切下げる、こういうふうに考へて進んでおるのであります。いづれ近日中に発表されることと御了承願ひたいと思つておるものと御承知です。言い換へますれば、今度の問題にいたしまして、去年からの持越しでありますし、それから去年の政府の責任というものは、その中止、或いは調停、或いはその際の言明、そういうものが尾を引いて今日に至つておるわけでありまして、炭鉱の低賃金の原因は、これは昭和十二年十二月から出発しておりますから、一般的にドッジ・ライン、或いは賃金三原則というものがあつたと思つておるわけですが、併しこの問題につきましても昨年の三月電産の争議等の場合におきましても、あの当時電産に一億数千万円の黒字が出ておつたのであります。五万から十人の組合従業員の働きのこれだけの黒字が出ておるのだから、その半分の申しますか、一部を賃金に廻すことについては政府としても異存がなからう、政府としても異存がなからう、このことでドッジ・ラインの今の枠内で賃金値上げができておるのであります。その後事情は變つておりますが、炭鉱自身に未拂金も溜つておる。それから復金融資の返済も生産費の上に大きな負担になつておるわけですが、私の記憶しておりますところでは、昨年あたりにしてはトントンに二、三百円、或いは

もつと見込んでおつた所もあつたよう金に思つておる。それから確かに賃金の調達をせよということ、相当無理をしまして配当をしておりますことも、これも御承知の通りであります。なお今後運賃の値上げ、その他物価の諸高騰によりまして、生産費が抑えられた、こういう点に、賃金を上げてはやりたけれども、上げられぬ理由があると言われているのであります。併し生産費を見てみますと、能率は五割近くも上つておるし、それから労務費も低下しまして、戦前の程度、或いはそれ以下に下つておるのであります。而も坑内十時間、或いは越しておるところもあるかと思ひますけれども、労働強化によつて、なお、そういう方策も取られようといつておるわけでありまして。この点は最初会社側から出された案にしまして、なお強い能率向上を求め、或いは労務費の低下と言ひますか、抑圧を志しておられる、これはわかつておる。で、政府としてこれは炭鉱の正常な復興を図る立場からしまして、かような坑内八千円に満たないような賃金、或いは坑外五千四百円これよりも下つておる所がある。漸くこまごま今上ろうかといふような炭鉱もある。こういう状態に對して、これは石炭の健全なる生産政策としても取らるべきではないかと考へられるのであります。今後の炭鉱の真の復興というのは、今後の日本の産業の發達、或いは経済全体の向上から大きな産業政策の問題だと思つておるわけですが、今日に至つても、私どもが考へますと、いろいろ

議論はありましようけれども、公務員の千円上つた、いろいろな末に上りました、その程度のもので、これは炭鉱といへども上げてやるべきだ、こういうふうにも考へるものであります。それが金額に直しますと、坑内五十円、坑外四十円ということになります。今出ております会社、まあ四社が中心になつておりますが、七次案、八次案といふものにいたしますと、大体一番高い三井でその半分をちよつと切れておる。一月五百円に満たないという状態でありました。今後の發展と申しますか、百尺竿頭一歩を進めて今日中に問題を解決しまして、今後の日本経済への大きな影響を防止するためには、政府の施策が考へられるのであります。これは今までのまづつておられたのが政府として不行届、無責任だと考へるのであります。が、特に先ほど申し上げましたような、昨年のスト中止の際における池田通産兼任大臣の言明等からいたしまして、何らかの政府の言明或いは施策がありまして問題を解決せらるべき段階だと、これは大所から見まして、今日の情勢から見しても考へられるのであります。その点に對しての通産大臣の御意見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(橋本龍二) 炭鉱ストにつきましては監督官庁として、出炭も減じ、貯炭も減じて行く状況を見ますと、甚だ痛みに堪へないと思つております。且つ又早くこれが解決いたしまして日本産業に寄與することを熱望するものでございします。つきましては、政府としては今炭鉱ストライキが純然たる経済闘争であるがために、すべてかかる闘争は自主的に解決を両者間でなされることを要望するものであります。そのことに關しては、実は経営者並びに労働者の組合の方々に來て頂きまして、労働大臣ともども是非早く自主的に解決して頂きたいと、これを要望しております。幸いにその後いろいろと話し合ひの進展もできまして、実は本朝の六時半頃であります。私の所に三井の労務部長から電話がかかつて参りまして、昨晩の二時に大体に對して話し合ひがついた。今日九時から四社が本社で経営者と労働組合との話し合ひをするようになってゐる。遠からずして解決するだらうという話であつたのであります。この解決内容につきましては、経営者と労働者側の話し合ひでありますので、それで話し合ひがついて解決することになれば、その金額は如何にあつても私らはこれは両者間が満足したとまでは行かぬとしても、この際いたし方ないとして御解決なさつたと思ひます。で、内容についてはまだ実は承わっておりません。又干渉すべきものでもないかと思ひます。先刻から炭鉱の運営につきましてもいろいろのお話がありましたが、私も実は就任以來炭鉱の方々から金融上非常に困つておる。炭住の借入金に對してもいろいろと償却等に対して、又は金利等に対しての陳情を聞いておるのでございします。又その外、年末の金融の如きも或いは適つて申しますと、八、九月の貯炭に對する資金の如きも、いろいろ聞いておりました。足らずなりにも或る程度の金融ができたとして、実は炭鉱の方々から喜んで貰つたこともある。併しながら今のお話の通り炭住の資金の負担の多い、又金融面の困難なることは解決が

してないもので、この後もその解決についてはできるだけの我々の努力もして行きたい、こう考えるのでございす。そういうことが重なり、又は今のお話通りに、二十四年の後、据置になつて、或いは公務員等の給与も引上つたというふうな際にどうかというお話でありまして、政府としては自主的に話し合いがあつて、解決することのみ願ふものであります。放任はいたしませんけれども、その方が私は順当なり、かかることに對して賃金その他に關與しまして政府がこれに嘴を容れることを避けるのが当然ではないかと思ふ。重ねて申上げますが、その要素をなすところのものに對して混乱をされておるものには對しては、政府もいたしましては極力御援助も協力もして行きたいと考へるのであります。

○委員外議員(吉田法晴君) 重ねて問いますが、ストの進行について当事者の交渉に俟ち、政府としては關與したくない。すべきではない。これは公式にはそうでありましよう。それから特に労働大臣であるならばそれでいいと思ふのであります。併し私はお尋ねをいたしておりますのは、産業政策として通産大臣として昨年以來持越しになつておる問題を中心いたしました御答弁を求めておるわけでありまして、炭鉱のこの一番低いと申してよろしいと思ふのであります。平均をとつてみますと繊維よりもちよつと上つておりますけれども、これは繊維は大部分女工さんで、一人者の女の賃金でありまして、紡績産業は下つておるものとして、これは私妥當と申しますか仕方ないと思ふのであります。他の産業に

比べまして抗内労働のあの不利な仕事、危険な仕事をしておるに拘わらず、一番低い水準に二十三年の末以來ずっと釘付けにされて来た、その原因は炭鉱のいさ／＼な経済的な條件にある。それから又産業政策にかかつておる。そこである。或いは未拂金、復金融資、自己資金の無理をして調達、それから諸物価の高騰、運賃その他の今後の値上りの見通し等といったような問題につきましまして、これは当事者の相談に委せればよろしい、こういう問題ではなくて、通産大臣の所管であると思ひます。そうしたこの炭鉱の突進、或いは生産費の突進、こういうものについて、これは通産大臣として無関心ではないでありましようし、関心も持つておられましようし、一つの産業政策のいゝんな問題だと思ふのであります。それが引掛つてかかる低賃金を実施して来られた。而も今日まで参りまして、恐らく最後に近い段階に來ておることは我々も認めるのであります。それが、それは一週間になん／＼とする争議をやつてこゝまで来て、余り国民経済全般に、或いは産業に大きな影響を與えたくないという民主労働組合のこれは配慮である。併し公務員の千円引上げに比べて、その半分程度では、これは炭労として、或いは労働者として、何としても不満な点が残つておる。残つておるが、こゝで何とかして解決したいという気持の現われであります。他方経営者のほうの話を聞きましても、上げたいのは上げたいけれども、こういう條件が山積して上げ得られぬのだと、そこで通産大臣に對して私がお尋ねしているのであります。特に去年の四月、これは四月の十一日

であります。人は替はりましたけれども機関は一つ、通商産業省の代表であります。而もその約束が果たされずして今日に至つておる。賃金の問題、ベースの問題にしても、そのまゝ来ておつて、そして諸條件が如何に解決されるかというところによつて、賃金の最後決定がどうなされるかという段階であるから、通産大臣にその点についての御所見、或いは約束、今後の処置というものについて承りたいと思ふ。こういう工合に考へておられます。具体的に炭住融資、その他復金融資の債務期限、或いは利子の問題について、或いは生産費、生産材の値上り、特に運賃等について今後値上りさせないのだと、こういう点がございす。それならば、これは問題解決の一端になり得るかと思ふのであります。それらの点につきましまして、具体的に一つ御答弁を重ねてお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(横尾龍君) 只今の御質問、これは炭鉱労働者側の御要望のあらはれ、併し何と申しましても現在におきましては、炭価も自由価格であります。ただ賃金を如何にきめるかというところは、これはやつぱり労働組合と経営者とのお話であつて、それでおきめになることが至當だと思ひます。先刻お話のような、炭住の復金融資返済の繰延べその他自己資金の金融の途を開くこと等に對しては、これは何といたしまして我々は努力して御協力したいと思ひます。又合理化とかその他につきましまして、これは当然御協力をしたいと思ひます。ただ炭炭運賃の値下げをどうか

といふことになりますと、今日私はこゝで御答へをし得ない。といふことは、ただ単に石炭だけの特殊の値下げをし得ることは、或いはでき得ないかも知れない。併しいろいろの條件を加味して、そして値下げし得るようなこととあれば、それには又よくその關係当局に相談をして見ることにいたしましうけれども、そういうことをやるとかやらんとかといふことに對しましては、私、今日御答弁をいたしかれるのであります。重ねて申上げますが、金融その他につきましまして、これは先刻申上げますように及ばずながら趨勢は解決して行つたところでありましから、今後その方向に向つて努力したいと考へております。

○委員外議員(吉田法晴君) 最後に、これは一般的に考へまして、炭価の問題は従来大きな問題であつたと思ふのであります。それを生産設備の復興機械化その他について復金融資及び見返資金等について御協力願つたことは、私共もよく知つておるところであります。併しそれ以上に労働費の削減或いは労働強化、それによる労働力の低下に基いた点に問題があつたわけでありましか、今日のような世界情勢では、外国においては統制がだんだん強化されて参ることになつております。日本の諸物価はど／＼上つて参る。例へば生産資材の値上りというものがその現われだと思ふのであります。それは自由主義の建前であつて置、そうして経済九原則の中の、特に賃金三原則については強力は堅持する、こゝういふことになりましからば、今のやうな低賃金が今後も続きましか、労働者の生活の荒廃、特に今までは八割を支拂つて参りました炭鉱労働者の生活といふものは惨憺たるものであります。そのために月に五千或いは六千と人が減つて行く。而も減るものが、悪い人が減つて行けばいいのですが、減るときにはいい人がその炭鉱に魅力を感じなくなつて出て行く、そうしますならば、これは炭鉱生産力の大きな、全体として大きな問題になると思ふ。そういう方針が、これは通産大臣が先ほどの言葉によりましか、当事者の折衝に委せておけばいいのだ、賃金の問題については私の知つたところではありましかと云われるけれども、併し通産省の中には炭政局の労働課といふものがあるものであります。つまり炭鉱の労働行政といふものはあるわけでありましか。そういう炭鉱の荒廃或いは労働力の荒廃、低下、そういうものを放つて置いてよろしいか。それに次いで賃金の問題もありませんが、全体の或いは石炭の価格に影響をいたします諸要素についての、或いは額の問題或いはその他について、それが直接的な統制がなされましか、或いは間接的な統制がなされましか、或いは形式はとにかくといたしまして、これは問題のあることは、はつきりいたしております。それらの点について今までのやうな状態ではこれは今度のやうな問題も起るし、或いは今後起るであらうといふことは考へられますが故に、それらの点について通産大臣なり通産省の努力をお願いしたい。放つて置いてそれは労使の問題だといふ問題ではないといふ点を通産政策に關連してお聞かせし要望をしておるのであります。重ねて一つ御努力をお願いしたい。

○國務大臣(横尾龍君) 吉田さんのお

話は、非常に炭鉱の労働者の現状を御存じのかたであり、そしてその窮状を痛感されておられるかと思ひます。私はこれを等閑に附するものではありません。併しながら各産業におきまして監督官庁が賃金のことに就いて、かくあるべし、かくある金額にせよということは、私は現在考えていないのであります。重ねて、最も発達したる労働組合のかたへ、最も労働者に対して同情あるべき管の経営者でありますから、両者間において最もよき話合をなされるならば、私は労働者の現在の状況も打開するものなりと、こう信ずるものであります。官がこれに嘴を入れることは、現在の段階においていたさないつもりでありますから、惡しからず御了承願ひます。

○小野義夫君 吉田さんの御質問は、むしろ御要望と言ひますか、の点が多いので、私が発言する必要があるやうな問題でございますが、私は現に今炭鉱を経営しておられる方が、非常な大きな炭鉱でなく或いは余り小さくなくまあその二千人内外を使つておられる炭鉱を十数年來やつておられるのであります。この賃金問題に關して、これは炭鉱にも限りませんと思ひますが、この大臣なり、その他が關與して呉れるといふことは、これは非常事態で如何なる方途もないといふので、国家公安上非常に寸分もゆるがせにできないといふやうな緊急状態でも発生すれば、特別の何か法律に基いていろいろ賃金問題に容赦せられますといふことも止むを得ぬと思ひますが、原則としてはそれは非常な迷惑なことでありまして、その結果も又よろしくないものでありまして、先年の例を申し上げます

といふと、水谷商工大臣がよろしい、上げてやるというやうなことを組合側が言つてしまつた。ところで我々の業者側が、それは怪しからん、そういうことを大臣が勝手にやるならば、政府が金を出さなければならぬ、政府の予算内において、予算をその賃金を上げるという分を政府が出すから出すというなら、勝手に上げてやるのかやらないかといふことを言うのはいいけれども、我々企業人がやつておるのはどうして各企業体の採算といふことがあるのか、そこへ大臣が職權を濫用して介在されることは甚だしく迷惑であるから、今後は絶対にして呉れや困るというこの我々は要望をいたしまして、その話を実際に余り行われなくしてやつたと思ふのですが、このあとを受けて稲垣商工大臣ですか、しきりと、前大臣がやつたんだから、あとの大臣もその前大臣のやつたことを繼承しろといふやうに詰寄つたと思ふのですが、稲垣氏は確かその前大臣のやつたことをそのまま実行しなかつたやうに記憶しておられるのですが、いづれにしても前例から見まして大臣がやつた場合はおおよそ結果が悪いのであります。何かやるといふとすぐ両方から

で、これはひとりの組合のほうとも限りません。企業家も時の大臣に言つて、どうかあれを抑えて呉れ、ああいふことをやられては非常に我々は企業家は困るんだ、賃金は出せないが、併し抑えるだけは大臣に抑えて呉れといふことを事業家のほうも言わんとも限らない。そういうことは甚だ悪い。いわば夫婦喧嘩と申しますか、それを官庁へ持ち込んで行つてやるといふ癖は悪いから、それはむしろ大食

わなといふ言つちや甚だ悪いが、その両方が本當に誠意を披瀝してきめるべきだといふやうに我々はまあ考へておるのではありません。是非とも今後の日本の労使の關係は和やかに、争うことも激しく争つても、すぐ打開することも両方の間で行くといふやうに、外国、アメリカ、その他の國々のストライキのやうに、誠に外から見ても氣持のいいやうにやつて欲しいといふことを我々は念願しておるやうな状態で、從つて主管大臣その他の人が余り多くこの労使の問題に立ち入ることについては甚だ望ましくないといふ考へを持つておるのであります。併しあとの吉田さんの言われるやうに、どうして労働者を待遇ができるやうにするかといふことにつきましては、これはまあ政府の産業政策として吉田さんのおつしやるやうなあらゆる手をできるだけやつて欲しいのであります。これも予算といふものがあることで、まあ金融政策もあり、本當の予算もあつて、炭鉱あたりは今度九十何億の借入金に要望しておるが、そのうちの二、三十億で済むかできないかといふ状態のものであります。非常に財政的に困つておるといふことは、この設備の改善にいたしまして、或いは運轉資金におきまして、関連産業も非常に困つておるといふやうなことも何とかしてこれを打開の途を政府において御努力をお願いしたいといふことは考へるのであります。ところでなか／＼その金を借りたら直るかといふことを退いて我々経営者の側が考へて見ると、金を借りただけでは採算の採れないやうな実情にもあるのだ、それじゃ炭価を上げればいいのか、これ又需要家が応じ

て呉れないといふことでありまして、なか／＼この石炭経営は容易ならざるものでありまして、経営者として非常に困難な状態にある産業であると思つて、これは一つ労使ともにですね、一段の努力を拂わなければならぬといふやうに考へておるやうな次第であります。私は甚だ余計なことを申し上げるが、吉田さんの要望に應ぜられて大臣がうか／＼と、それじゃ俺は今後労使の問題に立ち入るなどおつしやられは、私も甚だ迷惑を感じる次第であります。一言余計なことでありまして、

○委員外議員(吉田法晴君) 小野さん誤解しておられると思ふのであります。私が、ここで小野さんと私といふゆる労働者の立場から論争しようとは思つておらんのであります。又通産大臣に質問をいたしておりますのも或いは要望をしておられますのも、賃金をここの幾らにしてくれとか、或いは幾らにするのが妥當であらうか、こういうたやうな議論をしておるわけではないのであります。炭鉱の低賃金の由つて來たるところは、未拂金なり、復金債務、或いは自己資金の無理な調達、そのための配當、それから生産財の値上り等等であつて、労働者に負担が重くかつておる結果である。これは生産費を分析されればはつきりわかるのであります。そこでその小野さんのお言葉で言ひますならば、金を借りる云々といふことになりませんが、有機的構成の低いものを最高の有機的構成に上げるためにはどうすればよろしいか、これは産業政策になつて参ると思ひます。さし當り問題になつております賃金の最後の段階に來て、或いは生産財その他に

おいて値上りが見込まれないといふことになりましますならば、それだけでも賃金は上り得る。或いは復金債務の残額が三百二十億程度になつておるかと思ふのであります。この償還を五年、七年で相當短期間で返してしまふやう、それがトシに二、三百円といふたやうな数字になつて参つておる。或いは自己資金の調達のために無理に配當をする、こういうことになつておりますので、その点についての政府の考慮と努力をお願いしたい。問題は去年から持続しになつておるのです。去年のとにかくスト中止、それから調停によつて問題が片付かなかつた。而もそのときに政府としては、通産大臣としては約束されておるその約束を果されておらない、今日それをどうして呉れますか、或いはそれ等の問題についてどうして呉れるかといふことを主眼点において、それまでは説明をしたわけでありまして、これは質問をし、要望をしておるわけでありまして、小野さんも誤解のないやうに。なお通産大臣についても多少最後の御答弁もヒントが外れて、前のほうの労働問題云々を言われが、労働大臣とは心得ておりませんから、その点を一つ間違えずに……

○境野清雄君 ちよつと速記を止めてもらつて呉れませんか。
○委員長(深川榮左門君) 速記を止めて下さい。
○委員長(深川榮左門君) 速記を始めて下さい。
○委員長(深川榮左門君) 速記を開始。本日の委員会はこれで散會いたします。
午前十一時五十一分散會

出席者は左の通り。

委員長 深川榮左エ門君
理事 廣瀬興兵衛君
結城 安次君

委員 小野 義夫君
松本 昇君
加藤 正人君
高瀬莊太郎君
山内 卓郎君
駒井 藤平君
境野 清雄君

委員外議員

吉田 法晴君

国務大臣

横尾 龍君

政府委員

通商産業省通
商纖維局長

近藤 正文君

特許庁総務部長

松永 幹君

事務局側

常任委員
会専門員

山本友太郎君

昭和二十六年二月二十六日印刷

昭和二十六年二月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所